

荒川の治水訴訟

『武州忍領吉見領石戸領荒川通論所立会絵図』

荒川中流域右岸上吉見領（現埼玉県大里郡大里村）・下吉見領（現埼玉県比企郡吉見町）・川島町は、寛永6年(1629)の荒川河身の大変改（荒川西遷）の結果、おおむね900年の歳月を経て、再びその本流を受け入れ、以後、洪水常襲地帯としての運命を背負って現在に至っている。この地域相互の治水出入りも数多くあり、その歴史はそのまま荒川の治水の歴史であるといわれている。

荒川対岸を含めた広域的治水関係訴訟文書の代表的なものが「武州忍領吉見領石戸領荒川通論所裁許之条々」である。この文書は同類のものが関係各地（木村嘉正家・新井洗夫家・根岸喜夫家その他）に現存し、評定所主臣の姓名・御判まで書かれたものもある。

裁許状にある10人の連名は、寛永12年に定められた、徳川幕府の最高法廷である「評定所」の主臣で、老中・若年寄・留守居・三奉行・作事奉行・大目付・評定衆等によって構成されていた。

この裁許状の特徴は、出訴側の忍藩が領内河川施策に独特の管理権を持っていたことにある。もちろん、幕府の基本政策は踏襲されるが、忍領（現埼玉県北足立郡吹上町）だけが例外的に徳川家康入国時の慣例が残されていたことは、隣地にも微妙な影響を与えたと思われる。これに対し、他の関係地域は、天領（直轄地）・私領等が入り混じった地帯であった。同じ藩内の問題なら、指名の取扱者によって示談させ、解決を図る場合が多かったが、この事件のような環境で、直接幕府が介入する処置がとられたものと考えられる。

寛文年間（1661～1673）荒川堤外地に新田開発が盛んに進められ、吉見領では多くの民家が進出し、屋敷回りの竹木が繁茂した。そのうえ、右岸の畑圃（川端の自然堤防・微高地とも考えられる）の修理・増強をしたので、溢水の際、水行の妨げとなり、左岸忍領側の堤防に悪影響を与えるという判断からの提訴であった。しかし、この状況は右岸だけの一方的行為ではなく、左岸も同様

であったことは、立会絵図・裁決文面からも明らかである。

この裁決は中流域の広大な河川敷に、吉見領6カ新田（寛文12年検地）の例に見られるように、新田の開発が進捗していたことを示すとともに、堤外地に関する治水関係訴訟文書として最古のものであり、それ以前の経緯については不明である。またこれに対する右岸側の「言い分」も、当然であると想像される「請け書」も存在しない。

なお、これ以前に両者の間に、畑圃の構築時期についても再三の出入りがあったが解決されず、忍藩から提訴のあったことも文面から推測できる。

この裁決は一時的なものではなく、以後何度となく繰り返された治水問題に、引き合いに出されるほど基本的・根本的に重要な意義をもつものである。例えば寛延4年(1751)の出入りは、糠田村（鴻巣市）をはじめ大里・足立・横見（吉見）郡の21カ村の出訴で、相手方はすべて横見郡の荒川寄り25カ村と大里郡小八ツ林村外26カ村となっている。具体的な記述の余裕はないが、64年前の貞享2年の事例を参考にして奉行所への訴えもなく、被告側に貞享2年の裁許を忘却した罰として、250貫文の過料金を仰せ付けられ、伊奈半左衛門御役所へ納入し事件は終結している。寛延4年の出入り後48年経過した寛政11年(1799)、それより5年後の享和4年(1804)その他があるが、貞享2年の裁許状が、参考資料として吉見町の治水にかかわりをもっている。吉見領の治水関係出入り文書は、この事件のほか対岸との論争のものは少なく、右岸の上下流村々との対立抗争のものが圧倒的に多いのである。

私がこの立ち会い絵図に興味をもったのは、荒川舟運古来の四河岸の一つ、五反田河岸の歴史的研究中、その民家数が300年間ほとんど増減がなかったことである。裁許状にある「向後新規の住所一切不可裁圃事」の条目が、これを証明している。

篠田 芳文／吉見町文化財審議委員



州忍領吉見領石戸領荒川通論所立会絵図／木村嘉正氏蔵



一 荒川大開堤の外(堤外地)は、昔から洪水滞留地(遊水)であるので、下吉見領(現在の吉見町)の百姓が構築した土手は、水流の障害になるので、上吉見領(現在の大里村)境から、須戸野谷(吉見町大字明秋)までの築立土手を削り取り、反対側の地形と同じ高さにする。反対側の地形とは、御成橋(徳川家代々の鷹狩の御成道の橋)より新井新田までの畑の高さを指す。決壊堤防その他他地は置土する事。さらに、吉見側一本杉(吉見町一ツ木)から、須戸野谷までの間川岸より幅十間、対岸の鴻巣・北本側、御成橋から高尾渡しまでの間川岸より幅十間、高尾渡しから新井新田までの間幅三十間は、樹木を植えることは差し支えない。ただし、川岸の民家にある昔からの竹木はそのままでもよしいが、勝示(標識)の南は一切植樹してはならない。

一 忍領小谷村から大芦村までの大開堤内の古い土手、七百五十五間の内四カ所残っているが、この土手の高さは畑地の高さと同じにせよ。ただし、中土手と称する二百十八間あると言うが、川岸から五六拾間北へ隔たり、その上荒川際地形と同様であり、削り取る必要はない。

一 石戸領馬室村土手は、下吉見領と同じく削り取る。

一 上吉見領小八ツ林の内、新土手六カ所二百三十間あるのは、今回の訴訟の対象外であるが、今後水流の支障となるので、削り取るべきこと。

「武州忍領吉見領石戸領荒川通論所裁許之条々」幕府評定所裁許状(要約)

- 一 荒川大開堤の外(堤外地)は、昔から洪水滞留地(遊水)であるので、下吉見領(現在の吉見町)の百姓が構築した土手は、水流の障害になるので、上吉見領(現在の大里村)境から、須戸野谷(吉見町大字明秋)までの築立土手を削り取り、反対側の地形と同じ高さにする。反対側の地形とは、御成橋(徳川家代々の鷹狩の御成道の橋)より新井新田までの畑の高さを指す。決壊堤防その他他地は置土する事。さらに、吉見側一本杉(吉見町一ツ木)から、須戸野谷までの間川岸より幅十間、対岸の鴻巣・北本側、御成橋から高尾渡しまでの間川岸より幅十間、高尾渡しから新井新田までの間幅三十間は、樹木を植えることは差し支えない。ただし、川岸の民家にある昔からの竹木はそのままでもよしいが、勝示(標識)の南は一切植樹してはならない。
- 一 忍領小谷村から大芦村までの大開堤内の古い土手、七百五十五間の内四カ所残っているが、この土手の高さは畑地の高さと同じにせよ。ただし、中土手と称する二百十八間あると言うが、川岸から五六拾間北へ隔たり、その上荒川際地形と同様であり、削り取る必要はない。
- 一 石戸領馬室村土手は、下吉見領と同じく削り取る。
- 一 上吉見領小八ツ林の内、新土手六カ所二百三十間あるのは、今回の訴訟の対象外であるが、今後水流の支障となるので、削り取るべきこと。

右に論じられている荒川土手の事は、近年新規に築造されたものであると、忍領百姓からの訴えである。しかし、これは十五年以前新田開発の時これを築き、年々修理を加えたものと、下吉見領百姓は答えている。新古の論争は度々あり対決が繰り返されたが、結論に達していない。

そのため御検視として、伊奈半十郎・米倉六郎右衛門を派遣し検分の結果、河岸にある土手は、水流の妨げとなることは歴然たる事実である。これにより、結論として以上のような裁断を下した。

後の証拠として、絵図の裏書きとして印判を押し、双方へ渡し置くので、永く順守すべきものである。

貞享二丑年六月十二日
 以下主臣十名連名